

会議録 ・ 会議要旨

会議名	行政改革推進委員会（第4回）
議 題	1. 第一次甲州市行政改革大綱（甲州市改革推進プログラム）について 2. 第一次甲州市改革推進プログラム 実施計画書について 3. 第一次甲州市行政改革大綱の答申方法について
開会日時	平成18年9月28日（木）
開会場所	甲州市役所本庁舎 第2会議室
出席委員名	吾妻会長、高野副会長、雨宮委員、石田委員、内山委員、黒川委員、鈴木委員、中村委員、三井委員、三森委員、山本委員
公開の可否 （非公開とした場合はその理由）	公開
傍聴者の数 （公開会議のみ）	なし
議 事	
<p>【議事の概要】</p> <p>○開会の言葉</p> <p>議事</p> <p>○会長 会議概要について意見があったらお願いしたい。</p> <p>○委員 概要の内容は、発言と違う箇所がある。市の立場を考慮して会議録をまとめたように感じる。</p> <p>○会長 指摘のあった部分については、今後の改革推進プログラムの中で配慮したい。集中改革プランについて事務局から説明を。</p> <p>○事務局 委員の皆さんから意見をいただいた内容を踏まえて本部会議で検討し、最終案を取りまとめた。全体で155項目であったが、福利厚生事業を各種補助金等の見直しに含めたため、154項目となった。いただいた意見への対応は資料2にまとめている。目標効果額について読み上げ説明する。</p> <p>○委員 18年度から実施する項目についても金額が示されていないものもある。5年間の事業の中にも金額が明示されない事業もある。例えば、窓口サービスの充実が金額的な効果がないと判断しているのか。</p> <p>○事務局 項目によっては、サービスの質が向上するなど、効果額に換算でき</p>	

ないものもある。具体的な方向性が決定するまでは、効果額が予想できないものもあるので、現時点で計算できるものについて計上している。

○委員 154項目全てについて効果はあると解釈していいか。

○事務局 今後各課で検討し、具体的な改革が進むことで効果がでる。毎年検証し市民の皆さんに報告していきたい。

○委員 前回説明があった目標効果額と、今回の目標効果額に違いがあるが理由を伺いたい。

○事務局 委員会の意見を受けて、「早期退職制度の実施」を適正な定員管理等の項目に変更したことにより、項目別の金額に違いがでた。全体の額は変わっていない。

○委員 目標効果額は5年間の目標数値と解釈している。1年目から5年目までの年度別の効果額を聞きたい。

○事務局 平成18年度が2億5,620万円、平成19年度3億5,057万円、平成20年度9億7,189万円、21年度5億9,250万円、平成22年度7億4,984万円と合計29億2,100万円となっている。

○委員 仮に効果額が1年目での30億の効果額があるとすると、それが5年間続き、150億円の効果額になると解釈していいか。

○事務局 実施年度だけに効果額を計上している事項と、5年間続けて効果額を計上している事項があるので、一律に続くということではない。

○委員 特殊勤務手当の効果額は18年度だけか。5年間継続して計上してあるのか。

○事務局 年間400万円で5年間継続されている。

○委員 すでに効果額は決定しているのであれば、端数もなく年間400万円というのはおかしい。他は千円単位で書かれている項目もあり不自然であると感じる。

○委員 指定管理者の項目で、目標効果額が計上されているものと計上されていないものがあるなぜか。

○事務局 各課において精査し、現段階で予測される行革の効果額を計上した。今後改革内容を精査する過程で目標効果額が算出されてくる。PDCAサイクルで対応していく。

○委員 保育園が指定管理者制度に移行することによって、サービスが低下しないようにしてほしい。

○事務局 協定書を作成する時点で、サービスの向上策についても協議していくことになる。指定管理者制度に以降することで、サービスが低下するとは考えていない。

○委員 保育の特別事業は、市から私立保育園に委託されている。私立保育園

は、保育内容、サービス内容とも決して公立に引けを取らない。立派に行っている自負はある。

○委員 図書館は活用方法によって、指定管理者に移行することで効果があがる施設だと思う。効果があげられていない取り組みについては、今後記入できるように努力してほしい。

・カタカタ文字があるが意味がわからない。わかりやすい表現にしてほしい。

○委員 管理者制度に移行した場合、その施設に勤務する市職員は異動することになると思う。市役所全体の人件費の中で考えると、人件費の削減といえるのかどうか。

○事務局 指定管理者の導入によって、必ずしも職員数が減となることはない。公の施設に勤務していた職員は、人事異動によって市民サービスに必要不可欠な部門や、重点的に取り組む部門へ配置することができる。こうした取り組みによって、集中改革プランにあげた5年間で51名の職員を削減する計画が達成できると考えている。

○委員 前回の会議で要望した事項で回答がないものがある。次回の会議では回答してほしい。また、関係するデータ等の資料を提供していただきたい。

○事務局 会議で回答する。

○委員 旧市町村間に職員給与のアンバランスがあるが、改善が必要と感じる。前回の会議でも指摘したが改めて要望しておく。

・企業誘致の推進の担当課が観光商工課だけであるが、市役所全体で取り組まないとならない重要な課題であると思う。

・消耗品等の一括購入は、合併時の協議の中で新市においてすぐに実施するといった考えがなかったのが残念である。

・旅費については、日当を廃止とあるがこれまでの状況をききたい。市会議員が議会出席する場合など、これまで支出されていたのか。

・「非常勤の委員」と「その他の委員」の違いを教えてください。

・税の報奨金制度は必要ではないかと思う。

・議会の決算委員会、予算委員会のCATV放映についての回答が「議会事務局に伝えた」であるが、集中改革プランは議会関係も含めての計画であると理解している。今回の行政改革と議会の改革は別なのか。

・市政のモニター制度、広聴広報についても充実策に取り組んでほしい。ホームページの情報更新を早くすべきだ。ぶどうの丘は管理者制度へ移行すべきと考えている。中期経営計画を策定するとあるが、どういう内容なのか理解できない。

・施設の利用料金は、施設によってばらばらである。どういう基準となっているのか。勝沼市民会館は有料、勝沼防災センターは無料である。ボランティア

団体でも使用料が掛かり、住民活動を活発にする観点からは問題だと思う。ボランティア団体では公用車の借用もできなくなった。市民の立場で考えなければ市民活動が沈んでしまうと感じている。

- ・施設の廃止の検討については、「施設のあり方の検討時に対応する」問題ではないと思う。

- ・委員報酬については日額も検討すべきではないかと提案したが取り上げられなかった。

- ・改革プランでは実費弁償方式を検討するとあり、指摘事項の対応とはニュアンスが違うと感じた。

- ・未登記事務の推進については、担当課で推進するとのことだが、それは当たり前のこと。行革の視点からの対応がほしい。

- ・職員51人削減の根拠を質問したが回答がない。

- ・財政調整基金については17年度決算が確定しているので、現在の基金の金額を示してほしい。

○事務局 議会議員も含め、県内出張の日当は廃止となっている。納税組合については、成果も上がっているので、そうしたことも考慮しながら見直しを行いたい。予算委員会等のCATV放映をはじめ、行革に向けた議会の取り組みについても話をしている。ホームページについては、市民だけでなく世界に向けて情報を発信していくことになるので、そうしたことも加味しながら充実していきたい。ぶどうの丘の運営方針についても今後検討を進めていく。施設使用料については条例の基準によって対応している。

○委員 効果が現れるのは指定管理者制度の取り組みであろう。慎重に取り組んで指定管理者制度の導入によってサービスに変化がないことを希望したい。

○委員 新聞報道では、実質公債費率を下げるとのことだが、大きな問題であると思う。市民に対してこうした情報を提供していくべきだと思う。

○委員 前回の会議で市庁舎の整備に関する提案をしたが、その件に関して一切答えがなかった。しかし、一週間後に市長が整備に関する考え方を示した。これではいけないと思う。ここに提案してあることは、ずっと前から取り組めたことが多い。市には厳しい提案もあるかもしれないが、「できる、できない」の判断をすばやく対応してほしい。

- ・表現がお役所表現であると感じる。「努力します、検討します」といった表現が多い。

- ・審議会を多く設置し、審議した形を作ることはやめた方がいい。やるものはやる、できないものはできないということを市政の柱にしなければならないと思う。

- ・発言事項を漠然と文字にしたのではいけない。発言者の真意、ニュアンスを

つかんでほしい。厳しく反対なのか、やわらかく反対をしながら、こういう方法もあると話していることを理解してほしい。そうしたことを改めてほしい。

・3市町村の職員給与の格差についても条例改正のできるのであれば、すぐにも対応すべきである。甲州市になった以上は補償しないといけないと思う。発言者の気持ちを大切にしてほしい。

○事務局 条例に審議会の目的が決められており、それに基づいて運営していかねばならないことは理解してほしい。

・庁舎については、庁内に検討委員会、議会に特別委員会が設置されている。庁内の検討委員会では、庁舎を改修して使う案、新しい場所に建設する案、シルクを買収し整備する3案を検討した。現庁舎は昭和40年に建築したものであり、耐震診断を実施した結果、改修して利用するには問題があるという結果であった。新たに用地を取得することになると用地費、道水路、上下水の整備を含め、大きな負担となる。庁舎の移転は住民理解を得るのも難しい問題である。シルクの広さは現庁舎の3倍ある。昭和56年以後の建物であるので耐震上も大丈夫と思う。地方自治法の中で事務所の位置についても規定があることから、これをクリアするにもシルクは好ましく、優位性があるという意見があった。この結果を議会に報告し、定例会の一般質問に市長が答えた。庁舎の整備については広く意見を聞いて、検討していかなければならない。不動産鑑定と庁舎活用計画書を策定するために補正予算を議会に計上した。

・給与の調整については、合併時に合わせるべきであり、それができない場合は4月1日に合わせるべきと理解している。しかし、3市町村の給与を平準化するには、426人の職員の給与手当をすべて見直し、経験年数、実務年数を調べる事務が必要となる合併時、調整を検討したが人件費が上昇する結果となった。住民負担を求めなければならぬとき、介護保険料、国民健康保険税等もあがっていくときに、職員の給与があがることは防がないとならない。調整することで給与が下がるのであればいいが、上がってしまう結果であったため、合併時に調整することができなかった。市町村間では給与に乖離があり、それを調整するのは至難の技である。事務に手間が掛かる。旧塩山は9級制、勝沼、大和は8級制度であった。中間給与では市より町の方が高い場合もある。そういった状況をすべて調べていかなければならない。しかし、いずれは調整しなければならぬ問題であると思っている。国の給与基準の考え方が変わり、能力給を取り入れることになっている。

○委員 旧勝沼町では一人の人事担当者が普段の仕事をしながら、一ヶ月くらいで全職員の給与の見直しを行った。甲州市に当てはめると4ヶ月でできる計算である。そうした努力をしてほしい。一人で難しければ給与事務経験者を集めてもいいのではないか。数ヶ月でできるとことであると感ずる。説明を聞いて

ていると先延ばしの話が中心となっている。もっと積極的すべきであると思う。

○委員 職員給与だけでなく、市民の負担についても合わせて検討してほしい。

○会長 集中改革プランに対する意見を整理して、答申の中に付け加えていくこともしなければならないと感じている。意見をどう整理していくのか意見をいただきたい。

○委員 素案2の検討もある。会議もあと2回開催することになっているので、少なくとも素案2を検討し、次回の会議内容も含めて検討したらどうか。まだまだ意見は出てくると思う。

○委員 いつまでに取りまとめるのか。

○事務局 来年度の予算編成に生かすため、11月末までに答申をいただきたい。

○委員 こうした議論の内容をすべて答申に盛り込むことはできない。どう文書にまとめるかは難しいと思う。

○会長 事務局で議論の内容も踏まえて原案を作成していくことでいいか。

○委員 集中改革プランへの意見を、行政改革推進計画に反映させていけばいいと思う。

○事務局 改革推進プログラムの中に集中改革プランの内容はすべてもりこまれることになる。議論の内容を踏まえて実施計画を策定することになるので、議論をいただきたい。

#### 【改革推進プログラム及び実施計画について】

○事務局 (改革推進プログラム及び実施計画の概要について説明する。)

○会長 項目別に意見をいただいきたい。

○委員 事務局で訂正箇所等があったら先にお聞かせ願いたい。

○事務局 字句の訂正であるが、「導入予定しました」とあるが、「導入しました」に訂正してほしい。

○委員 公共事業の予算の検討の中で、合併前から継続している事業も見直しの対象になると解釈していいのか。

○事務局 単年度で完成できない継続して実施する公共事業については、継続費を設定して複数年で実施する。そうした事業は実施しなければならない。また、地元要望で実施している事業は、継続しなければならない。事業については、3年間の計画として各課から事業の要望があげられ、毎年見直しを行っている。歳入や地方債の充当を予測し、事業を進めている。公共事業の全体の順位付け等は総合計画や3年の計画策定の中で見直しを行っていくことになる。

・起債制限比率については、これまでは一般会計だけを対象にして起債制限比率が出されていた。3市町村では11.4%から、11.5%という数値であった。比率は15%を越えると黄色信号、20%を超えると赤信号といわれて

いる。今年度、総務省の考え方が変わり、企業会計や特別会計に繰り出しているものも含めることになった。下水道事業、東山梨行政事務組合、琴川ダム整備等に繰り出しているが、そうしたものは、全部地方債に含める方式考えに変わり、その結果20.4%となった。主な要因は、下水道事業にある。下水道は、国の整備促進の考えに基づき、ある程度事業を進めてきた。結果として、河川の水質改善が図られた。国の考え方に基づいてある程度事業を進めてきたこともある。整備を進めたことが無駄な投資であったとは考えていない。公共事業は、スクラップ・アンド・ビルドのものも、スクラップだけのものもあるかもしれない。地元の要望の事業は、途中で中止することは難しいが、事業を抑えることもしていかなければならない。あらゆる視点から考えていくことになる。

○会長 どのように検討を進めていったらいいかお聞きしたい。

○委員 今日の会議は、資料Ⅱについて意見を言うことにだと思っている。

○委員 「市民の納得度」という言葉があるが一般的な言葉ではないと思う。「市民生活が向上する行政経営の確立」とした方がいいという意見を持っている。こうした意見をどう述べるのかである。私は「市民サービスの充実」の項目が先であり、「顧客主義の徹底」は次にくるべきであると思っている。質の高い市民生活のために取り組んでいくのだと思う。効率化だけが目的ではないと思う。そういうことを申し上げたい。

○委員 プログラムの字句をひとつひとつ直すのか、それとも意見は意見として、そういう意見もあったということ参考に、事務局で次の会議までに考えてもらうのか、基本的な考え方はどうなのか。

○事務局 3項目あるので、1項目ずつそれぞれについて意見をいただきたい。

○会長 委員から意見を出し合おう形で進めたい。

○委員 事務事業の見直しの部分で「選択と重点を図る」という意味がわかりにくい。「職員一人ひとりが」とまで言わなければいけないのかと思った。「品質保持」の文面については、読めばその通りであるが、「品質保持と安全性確保の視点」とはなにか。すでに計画してあるものであれば、工程表や設計書どおりに進めばいいと思うが、わかりにくい。

○「市民の皆さんの」という言葉であるが、「市民の皆さん方、おれたちは役所だ」と、とらえられかねないのではいか。あえて皆さんという言葉を使うことがいいのかどうか疑問に感じる。「市民の皆さん」と「市民の要望」というように皆さんが入っていないものもある。

○「最小の経費で最大の効果」とあるが、最小の経費で最大の効果をあげることを基本として考えたときに、質の高い市民サービスはきれいごとに過ぎないのではないかと思う。質の高いサービスを提供していくには、最小の経費で最大の効果をあげることで、どう結びついていけるのか。その中で市民の要望や

意見を幅広く集約すると、まとめにくく実行しにくい、絵に描いた餅のような表現に感じた。

○委員 市役所の職員の態度は他の役所と比較して悪いと思う。以前、郵便局ではお客様への「ありがとう」運動を行った経験がある。職員は5年掛かって「ありがとうございました」と言えるようになった。市役所では「ありがとうございました。」という言葉は一切ない。「ごくろうさまでした」は人によって言う。「ありがとう運動」「ごくろうさま運動」というような、身近な運動から職員の質を向上させ、職員自らが体質を変えていくことが重要であると思う。職員の意識改革を行っていくべきだと思う。

・議員が一言いうと市の職員はすぐに来る。一市民が呼んだら飛んでくるかと尋ねたら、「こない」と言った。職員は、市民が困っていたら、すぐくるような気持ちを持たねばならないが、これは市役所全体の体質であると感じた。

○委員 人によって受け取り方が違うと思う。職員のあいさつも最近はいい。道路が冠水したときは果樹農林課の職員がすぐ来てくれた。市役所は良くなった気がする。市民課もやわらかい雰囲気ということで女性中心の人事になっていると思う。

○事務局 納得度については、職員間でも議論があった。いままでは満足度といていた。満足できるサービスとはどこまでのものなのか、かなり市民の皆さんによっても違いがある。これだけの税金を払う中で、ここまでは自分たちで行うから、ここからは行政が行ってくれというように、どこのラインで納得してもらえるかを基準に考えた。表現として「満足」から「納得」に変わっている。素案Ⅰでも納得度という表現を使っている。「顧客主義」はNPMの考えに立脚している。本来ならばお客様と呼ぶべきではないかとも考えており、先進自治体では「皆さま」という言葉を使っている。市役所職員は、住民の皆さんはお客様だという意識を、職員の一人ひとりにもってほしいという意味が込められている。本来ならば「市民の皆様」という表現にしたいと思っている。そのことが計画書を読んでもわからないことは課題である。

○委員 説明を聞くとわかる。この計画にあるものすべてが市民の納得度を向上するためのものであろうと思う。ここだけが市民の納得度の向上で、取り組み項目がこれだけだとさみしい。もっと違う表現の方がいいと思う。そうした考えならば、「皆さん」の付いているところと、付いていないところがあるので、統一する必要がある。

・ふたつの項目を一文で表そうとするので、意味がわかりにくくなっている。センテンスを区切って整理することが必要だと感じる。

・組織・機構の「諸問題」とあるが、「諸問題」と書くからには、問題がはっきりしているのだと思う。そうでないならば、いろいろな問題もあるが、これか

ら検討していこうということであれば、「諸問題については」、という表現はいかがかと感じた。

・「地域総合局の支所的機能」とあるが、一般的にはそうだと思うが、ここで言うべきなのか。地域総合局という位置づけは、もっと格調高いものであると思っている。支所的機能という言い方はすべきではないと感じる。

・域総合局の文言の中での地域づくりは旧市町村の範囲内でのことを指していると思う。昔の地域根性を助長することになりかねないのかとも思う。新しい甲州市全体で共に進んでいく表現がほしい。

・市民サービスの向上につながる事務権限については、県からの委譲を進めるとあるが、さまざまな権限が委譲されることがあると思う。市民サービスの向上につながらないものは、県からの委譲を受けない、ということだと思うが、言い切っているのかと思う。

○委員 総合局の存在価値があいまいな状況だと思う。観光課が大和にあるが不便である。大和に観光拠点があってどう機能しているのか検証してほしい。農林の拠点が勝沼にある。3市町村の合併も踏まえて分庁したと思うが、かえて行政運営、市民サービスにマイナスの要因があるのではないか。これが諸課題という中で包括している事項だと思う。そうした問題も考えていかねばならないと思う。そういう意味での諸課題であると解釈している。果たして総合局の効果がどうなのか検証することが必要と考えている。その意味からは、この表現でいいと思う。

○委員 「本庁機能の集約」及び「本課と地域総合局の関係」という表現は、職員でないとわからない。少なくともわたしには理解できなかった。市役所内で認識している言葉使いだと思う。わかりやすく説明する必要があると思う。

○委員 権限の委譲とは具体的に何なのか。

○事務局 県で処理している事務を市町村に委譲する制度である。甲州市では県から20の事務委譲を打診されており、そのうち今年度までに12項目の委譲を受けている。来年度は6項目の委譲を受ける。これまで県庁に行かなければ処理できなかった事務が市町村の窓口で対応できることになる。例えば、低体重児の届出については、保健所で対応していたものが、今年度から子育て支援課で対応できるようになった。

○市町村行政は総合的な行政といわれており、国県のように縦割りで行うのではなく、地域に出向き福祉、土木等、様々なサービスを行うのが市町村行政である。権限を委譲される場合には、財源もいっしょに付けてほしいというのが市町村の立場である。権限は委譲するが予算付けない。市民サービスの向上に関係が薄いものまでも、今後市町村に委譲するが、お金はありません、人もだせませんでは、市町村も今後、職員削減、予算削減の中で大変である。そうし

た意味合いで、このような表現になっている。

○会長 この計画は市民も取り組むべきものがあるのか。

○事務局 行政計画であるので、行政活動を進めるために定める計画である。さまざまな計画について、市民の皆さんに説明していくことから、わかりやすいということが必要だと思う。

○委員 今日の会議ではどこまで検討するのか、時間の設定が必要だと思う。

○会長 基本的な部分について意見をいただきたい。時間は5時までとしたい。

○委員 民間活力の導入、PFI、市場化テストの導入が書かれていないが民間活力の導入で明記してほしい。

○委員 指定管理者制度ではぶどうの丘についても検討してほしい。

・市町村合併のあり方では、行政機能のあり方について研究するとあるが、市町村合併の説明がこれだけでいいのか。丹波山村とのことも論議されている。

・「多様な主体」という意味がわからない。

・男女協働参画についても意味がよくわからないので整理してほしい。

・市民と行政の責任領域の見直しの文書は、他の文に比べて文書量が多い。簡明瞭でいいと思う。

・協働に関する基本指針では、方針を策定するとあるが、策定するだけでいいのか。実行することが大事だと思う。

・地域コミュニティでは行政区組織と区という表現が2つあるが、これは同じなのか、違うのかわからない。また、充実策という意味がわからない。

・地域自治区のあり方の研究であるが、運営方法を研究するとあるが、地域自治区、地域協議会を存続することを前提での表現だと思う。わたしは地域協議会はいらないと考えている。半年たって地域協議会に出席している方と話をしたが、いい組織だという評価をしている人はいない。

・「参加するまちづくり」とするとわかりやすいと感じた。

・ボランティア、NPOの育成に努めるとあるが、NPO活動やボランティア活動でも会議室の使用料が掛かる。ボランティアで車を借りても使用料が掛かるのは疑問であると感じた。

○委員 地域協議会は合併の目玉であったと思うが、現実には役割を果たしていないという話を地域協議会の委員から聞いた。職員も地域協議会を相手にしていないと感じられるということであった。今後どうするのか、もっとうまく活用して、地域の活性化の役割を果たすことができるのか検討してほしい。

・自治会のあり方であるが、段階の世代の退職などで高齢者が増えているが、こうした方々に地域活動に参加してほしい。子供の面倒をみる、学校の行き返りを見守る、学校の教育の中に参加していくなどに地域の高齢者を活用してほしい。それで元気になり、医療費が下がることにもつながる。高齢者の参加の

仕組みを考えてほしい。

○会長 市では地域協議会をどのように考えているのか。

○事務局 地域協議会と区長の役割はどう違うのかと聞かれる。役割については広報に掲載したり、地域に出向いて説明した経過もある。合併協議会でも啓発活動をしてきたが、わかりにくい面もあると思う。地域自治区は地方自治法を適用し、法人格のない行政区タイプを導入した。合併すると範囲が広くなり各地域の声が本庁に届かない懸念もあった。地域自治区制度をつくり、委員を選任し、委員をとおして協議会の意見として市長等に意見を申し出ることができる。区長にはそれぞれの区の事務処理、連絡調整をしてもらい、市長から依頼された事務処理をしていただいている。地域協議会の委員は、区というところにかたではなく、旧塩山、旧勝沼、旧大和の地域にかかわること、また甲州市全体のあり方を協議してもらおう。甲州市まちづくり計画を変更する場合は、議会の議決を要するが、そうした場合は協議会の意見をきかなければならないことになっている。総合計画についても同様である。教育委員会では、学校の統廃合を検討する場合、地域協議会の意見を聞くことになっている。学校区は基本的には区を単位に通学区域が決められているので、通学区域の変更は地域に大きくかかわってくるので含めている。

○委員 おしまいにはすることはできないのか。

○事務局 条例では設置期間は定めていない。委員の任期も途中である。市長の考え方、各地域協議会委員の意見、議会とも相談しながらということになる。

○委員 ホームページには「市の」という表現が必要ではないか。

・「これまで以上に」という意味がわかりにくい。

・市長への手紙をうったえてほしい。

・ホームページについては、世界に発信していくという話をした。市民が利用しやすいだけではないと思う。

・会長 次回の予定について事務局から説明をしてほしい。

・事務局 計画についてはパブリックコメントで市民に意見を求めることになっている。本日検討できなかった部分についての意見は、文書か電話で事務局に連絡をしていただきたい。10月半ばから11月中旬の間でホームページを通じて意見をいただくことになっている。

・委員 今日の意見を事務局でまとめて、そのままパブリックコメントを行うのか。もう一度会議を行い変更箇所の説明をしてから行うのか。

・委員 各委員の考えを文書で提出すればいいのではないかと思う。

○事務局 素案Ⅱの未検討の部分についてのご意見を文書、電話で事務局に連絡してほしい。次の会議には変更した素案Ⅱと実施計画を説明したい。回答は16日までをお願いしたい。

<p>○会長 回答は16日までに事務局へお願いしたい。次回の委員会で変わった部分を説明する。</p> <p>○副会長 本日の会議を閉会する。</p>	
その他必要な事項	
問い合わせ先	総合政策課 総合政策担当